

別添

用語解説

由布市新型インフルエンザ等対策行動計画 (図)

由布市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○感染症指定医療機関

感染症法で規定されている感染症の中で、危険性が高く特別な対応が必要な感染症の患者を治療する医療施設。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関がある。

○帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○大分県感染症サーベイランスシステム

県内のインフルエンザ及び小児感染症の患者発生状況、各学校の感染症による休業の情報(学校欠席者情報収集システム)について、Web上でデータ収集し、自動的に集計、公表を行う。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析を示すこともある。

○新型インフルエンザ(A/H1N1) / インフルエンザ(H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的な大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人が、そのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については「インフルエンザ(H1N1) 2009」としている。

○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気をおこさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

【 由布市新型コロナウイルス等対策行動計画 】

発生段階	国内発生期			国内感染期		小健期
	未発生期	海外発生期	国内発生早期 県内未発生期	国内発生早期	県内感染早期	
発生段階	発生に備えた体制の整備 国・県と連携のもとに発生早期 期衆員権認に努める	体制整備 市民への的確な情報提供	県内での感染拡大をできる 限り抑える 患者への適切な医療の提供 に協力 感染拡大に備えた体制整備	医療体制の維持に協力 健康被害を最小限にする 市民生活・地域経済の影響 を最小限にする	市民生活、地域経済の回復 を図り、第二波に備える	
対策の目的	国・県と相互連携を図る 『市対策推進会議』常設会議とし て設置する 特措法に基づき緊急事態宣言時 『市対策本部』設置する	由布市新型コロナウイルス等対策推進会議（発生前）	★緊急事態宣言 由布市新型コロナウイルス等対策本部（発生後）	★緊急事態宣言	★緊急事態解除宣言	
各項目の主な対策	国・県などから得られる様々な情 報の収集・分析 市民への情報提供・共有	準備	継続的な情報収集・提供 相談窓口の設置 体制充実・強化	個人・地域における対策の周知・理解促進 不要不急の外出の自粛要請、学校等施設使用制限 学校安全保健法に基づき臨時休業の適切な実施	見直し	
主要6項目	1. 実施体制	2. 情報収集・ 提供・共有	3. 予防・ まん延防止	4. 予防接種	5. 医療	6. 市民の生活 及び地域経済の 安定の確保
	国・県と相互連携を図る 『市対策推進会議』常設会議とし て設置する 特措法に基づき緊急事態宣言時 『市対策本部』設置する	国・県などから得られる様々な情 報の収集・分析 市民への情報提供・共有	個人、地域、職場対策 まん延防止対策の啓発 学校等におけるまん延防止	特定接種体制構築 ワクチン接種 準備・開始 住民接種体制構築 準備・開始 特定接種 住民接種（臨時接種、新臨時接種） 準備・開始	県等からの要請に応じ、対策に適 宜協力 帰国者・接触者外来など国や県の要請に応じ医療体制の整備に協力 在宅患者への支援	火葬能力等の把握 業務継続計画の策定 食料品・生活必需品備蓄 物資及び資材の備蓄等 要援護者生活支援準備

★緊急事態宣言
国民の生命及び健康に著しく被害を与えるおそれがある新型コロナウイルス等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。

【 国及び県における新型インフルエンザ等発生段階 】

国の発生段階	状 態	県の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、 県内で発生していない状態	県内未発生期
	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、 全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態	県内発生早期
国内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を 疫学調査で追跡できなくなった状態	県内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、 低い水準でとどまっている状態	小康期

由布市新型コロナウイルス等対策行動計画 概要

由布市新型コロナウイルス等対策行動計画策定の背景

【新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定について】

新型コロナウイルスは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型コロナウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型コロナウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型コロナウイルスや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、（国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型コロナウイルス等の発生時における措置及び新型コロナウイルス等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、）国全体としての万全の態勢を整備し、新型コロナウイルス等対策の強化を図るために平成25年4月に施行された。

新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略

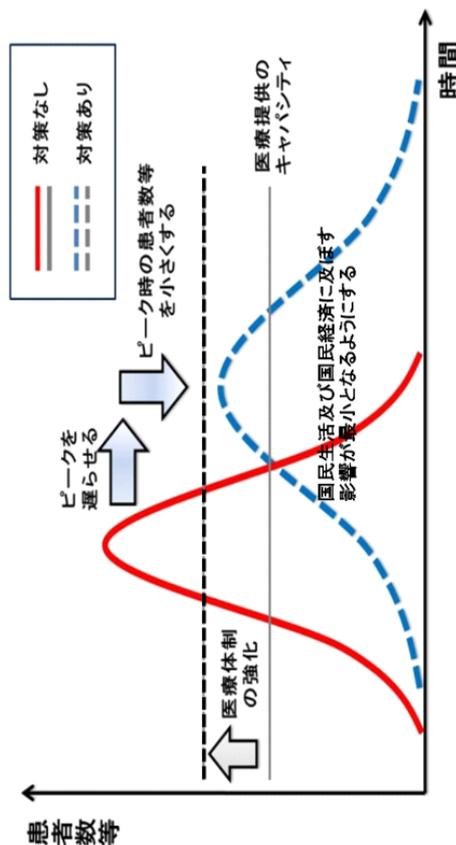
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なく少くして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供に協力することにより、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・地域での感染対策等により欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成、実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



【 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 】

新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有すると考えられるが、鳥インフルエンザ (H5N1) 等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える中で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の原因 (出現した病原体の病原性や感染力等) や宿主側の要因 (人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに当たっては、政府行動計画及び県行動計画において想定される流行規模に関する数値を置き、対策を検討していく。

(流行規模及び被害想定)

医療機関を	全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計					
	全 国		大分県内		由布市内	
受診する患者数	1,300万人 ~ 2,500万人		12万人 ~ 23万人		3,552人 ~ 6,808人	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	53万人	200万人	5,000人	19,000人	148人	562人
1日最大入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	10.1万人	39.9万人	940人	3,700人	27人	109人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	17万人	64万人	1,600人	6,000人	47人	177人

新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

【 新型インフルエンザ等による社会への影響は、以下のようなことが一つの例として想定される 】

- ・市民の25%が流行期間 (約8週間) にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し (免疫を得て) 、職場に復帰する。
- ・ピーク時 (約2週間) に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もっても5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等 (学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる) ため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時 (約2週間) には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが予想される。

由布市新型インフルエンザ等対策行動計画
平成27年3月策定
由布市 健康福祉事務所健康増進課
〒879-5192 大分県由布市湯布院町川上3738番地1
TEL 0977-84-3111(代) / FAX 0977-84-3733